

熊本県マンション管理適正化推進計画

(計画期間:令和7年(2025年)4月~令和12年(2030年)3月)

令和7年(2025年)3月27日

1 計画の目的

本計画は、住生活基本法第17条第1項の規定に基づく熊本県住生活基本計画「熊本県住宅マスタープラン」において基本理念として掲げる「持続可能な『新しいくまもと』の創造による豊かな住生活の実現」のため、マンションの管理の適正化の推進を図ることを目的に策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)第3条の2第1項に規定するマンション管理適正化推進計画として位置づけられます。

3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、法第3条の2第1項に基づき、県内の町村とします。

4 マンションの管理の適正化に関する目標

対象区域内のマンションについて、長期修繕計画の策定など適正な管理の助言、指導に努めます。

5 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

県内の町村と連携し、区域内のマンションの名称、所在地、戸数、階数、構造、建築時期、管理状況等のデータベースを作成します。

また、必要に応じマンションの管理組合に対するアンケート調査等を実施するなど、管理状況の把握に努めます。

6 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法に基づき、適正な管理計画を有するマンションの認定を促進します。

また、適正に管理されていないマンションの管理組合等に対し、町村と連携し、助言、指導、勧告に努めます。

7 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

法第3条の2第2項第4号に規定する熊本県マンション管理適正化指針は、国土交通省が定めるマンションの管理の適正化に関する指針と同様の内容とします。

8 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

一般財団法人熊本県建築住宅センターや住宅金融支援機構等と連携し、セミナーや相談会を実施するなど、マンション管理や建替えに関するマンション管理組合等への情報提供を実施します。

また、マンション管理適正化の推進を図るため、市のマンション管理適正化推進計画策定の支援や管理計画認定等に関する情報提供を行います。

9 計画期間

本計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とし、熊本県住宅マスタープランの見直しに応じて必要な見直しを行うものとします。